第35期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく) 書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の 概要」
- 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- 計算書類 「株主資本等変動計算書」 「個別注記表」

第35期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)

株式会社シーズメン

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社の内部統制の充実に向けての基本方針及び運用状況の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令等の遵守に関する基本方針として「企業行動指針」を制定し、その遵守に向けた取り組みを徹底する。

(運用状況)

「企業行動指針」を社内ポータルに掲載し、常時閲覧できる環境を整え、啓蒙を図っている。

② 経営に係る重要事項の最終意思決定及び取締役の職務執行の監督は、「取締役会規則」に則り、毎月 1回以上開催する取締役会において行う。

(運用状況)

当事業年度において、取締役会を19回開催している。

③ 監査役は、「監査役監査基準規則」及び「監査役会規程」に則り、取締役の職務執行を監査し、取締役と定期的に情報及び意見交換を行う。

(運用状況)

常勤監査役は全ての取締役会に出席し、意見交換を行っている。

④ 客観的な立場から当社の経営を監視する社外監査役を招聘し、取締役の職務執行の適正を図るための 監査機能を強化する。

(運用状況)

当事業年度は、2名の社外監査役が、客観的立場から経営を監視している。

⑤ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に 対応する。

(運用状況)

公益社団法人警視庁特殊暴力防止対策連合会に加入しており、また、社内でも適宜、啓蒙を図り、反 社会的勢力の排除に努めている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る重要な情報を記録し、規程に定められている期間 保存するとともに、取締役及び監査役が、随時これらの記録を閲覧可能な体制を整備・維持する。

(運用状況)

「文書管理規程」に基づき、適切に管理を行っている。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 事業運営上のリスクについては、各部門部長を責任者として、部門に即したリスク項目について分析・管理を行い、管理状況を定期的に管理本部長に報告する。

(運用状況)

各部長は、予見できるリスクの把握に努め、状況を報告している。

② 認識された事業運営上のリスクのうち特に重大な案件については、対応方針を取締役会等において審議・決定し、各所管部門がこれを実行することで、リスクの発生を防止する。

(運用状況)

認識したリスクについては、適切に対応している。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 経営計画を策定し、目標達成のための活動を行い、その進捗状況を定期的に検討し、対策を講ずることを通じて効率的な業務執行を図る。

(運用状況)

経営計画を策定している。また、目標達成に向けて、年度ごとに実行予算を策定して進捗管理を行い、必要な対策を講じている。

② 取締役の職務の役割分担、責任権限を明確にし、職務執行を効率的かつ迅速に行う。

(運用状況)

「職務権限規程」に基づき、明確かつ効率的な職務執行を図っている。

③ 重要な経営課題について、取締役会で十分な検討を行い、経営上の意思決定を迅速に行う。 (運用状況)

「業務決裁基準」に基づき、重要な経営課題については、取締役会で意思決定を行っている。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「企業行動指針」、「店舗運営マニュアル」等の規範の周知徹底と、職務に関連した法令の遵守を徹底するための教育を行う。

(運用状況)

「企業行動指針」、「店舗運用マニュアル」を店舗に常備し、意識の徹底を図っている。

② 「ヘルプライン」を設けて、通報者保護の徹底、社外窓口の設置など、不正な行為を通報できる体制を整える。

(運用状況)

通報者保護の方針を徹底している。また、「ヘルプライン」は社内窓口の他、社外の弁護士事務所を 窓口として設置している。

③ 他の業務部門から独立した内部監査室による内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理体制の適正性を確保する。

(運用状況)

内部監査室は、年度監査計画を策定して効果的な内部監査を行っており、リスク管理に努めている。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社グループに適用する企業方針及び経営計画を定め活動を行う。

当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社にて管理を行い、各社の業績、重要な業務執行、重大リスク及び重大な法令等の違反に関する情報等について、適宜、取締役会又はリスク管理委員会で報告を受ける。

当社内部監査部門は、当社グループの業務全般に関する監査を実施し、検証及び助言を行う。

(運用状況)

当社は、上記項目に沿って、業務を実施している。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役の監査職務の補助を行うため、監査役の要請があった場合、速やかに適切な人員配置を行う。 (運用状況)

当事業年度における該当事項はない。

- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は、監査役の職務を補助する使用人の人事評価・人事異動等に関し、意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。

(運用状況)

当事業年度における該当事項はない。

② 当該使用人は、監査補助業務を遂行するにあたり取締役の指揮命令を受けないものとし、監査役の指揮命令にのみ基づき、業務を遂行するものとする。

(運用状況)

当事業年度における該当事項はない。

- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべき事項が生じたときは、監査役に報告する。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(運用状況)

監査役は取締役会他、社内の主要な会議に出席しており、必要な報告を受けている。

② 監査役に報告を行った取締役及び使用人は当該報告を理由として不利な取扱を受けることはない。

(運用状況)

報告者に不利な取扱がないよう、方針を徹底している。

③ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に 出席する。

(運用状況)

監査役は、社内の主要な会議に出席し、業務の執行状況を把握している。

④ 監査役は、重要な議事録、社内決裁書類を、随時閲覧し取締役及び使用人に対して説明を求めることができる。

(運用状況)

監査役は、必要に応じて書類を閲覧し、説明を受けている。

⑤ 監査役は、「ヘルプライン」の通報状況について報告を受ける。

(運用状況)

監査役は、「ヘルプライン」の通報状況について説明を受けている。

⑥ 内部監査室は、監査役から依頼又は請求があった場合には、必要な監査並びに監査報告書の提出、その他の業務を行う。

(運用状況)

内部監査室は、監査役の請求に適切に対応している。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、代表取締役、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

(運用状況)

監査役は、代表取締役、内部監査室と必要に応じて、意見交換を行っており、実効的な監査を実施し ている。

② 監査役は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントなどの外部専門家を活用することができる。

(運用状況)

監査役は、適切に外部専門家を活用している。

③ 監査役は、職務の遂行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

(運用状況)

監査役の職務遂行に必要な費用の支払いを行っている。

- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ① 金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、「内部統制プロジェクト」を組織する。

(運用状況)

年度の内部統制基本計画を策定し、「内部統制プロジェクト」により評価を実施している。

② 「内部統制プロジェクト」は財務報告の信頼性を確保するため、内部統制評価体制の整備及び適切な 運用を実施する。

(運用状況)

金融商品取引法に基づき、適切に内部統制評価を実施している。

連結株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から) 2024年2月29日まで)

(単位:千円)

			株			主		資		本	
			資	本	剰	余 金	利	益 剰	全 金		
	資 本	金	資本準備	* 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金合計	自己株式	株 主 資 本合 計
2023年3月1日残高		50, 000	688,	148	211, 148	899, 296	16, 756	△149, 465	△132, 708	△72	816, 515
連結会計年度中の変 動 額											
親会社株主に帰属 する当期純損失 (△)								△332, 798	△332, 798		△332, 798
新株予約権の失効											
株主資本以外の 項目の連結会計年 度 中 の変動額(純額)											
連結会計年度中の変動額 合 計		-		_	_	_	ı	△332, 798	△332, 798	_	△332, 798
2024年2月29日残高		50, 000	688,	148	211, 148	899, 296	16, 756	△482, 264	△465, 507	△72	483, 717

	新株予約権	純資産合計
2023年3月1日残高	34, 911	851, 427
連結会計年度中の変 動 額		
親会社株主に帰属 する当期純損失 (△)		△332, 798
新株予約権の失効	△34, 911	△34, 911
株主資本以外の 項目の連結会計年 度 の変動額(純額)		_
連結会計年度中の変動額 合 計	△34, 911	△367, 710
2024年2月29日残高	_	483, 717

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
- (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

·連結子会社数 1社

・連結子会社の名称 株式会社チチカカ

- (2) 主要な非連結子会社の名称等
 - ・主要な非連結子会社の名称 株式会社スピックインターナショナル

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う 額) 等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算目は、連結会計年度の末日と一致しております。

2. 会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均

法により算定)

移動平均法による原価法 市場価格のない株式等

- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品 総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げ

の方法)

連結子会社においては、売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の

低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 定率法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年~15年

- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸 念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上し ております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上 しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

・ 商品の販売

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主に店舗における商品の販売による ものであり、これら商品の販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品 に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品 を引き渡した時点で収益を認識しております。

ポイント制度

販売時に自社ポイントを付与するサービスの提供については、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して履行義務に配分した取引価格を 契約負債として計上し、顧客のポイント利用に従い収益を認識しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

- (1)棚卸資産の評価
 - ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品 807,151千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、一定の保有期間を超える棚卸資産の陳腐化による販売価格を算出し、収益性の低下を反映させるために評価損を計上しております。定番品として継続して販売する商品については陳腐化による評価損を適用しておりません。営業循環過程から外れた滞留商品については、処分を前提に評価減を算定しております。

収益性の低下の兆候の把握、市場環境の変化等により前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、将来の損益に影響を与える可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更

資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、当社グループの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務である資産除去債務について、直近の 原状回復費実績等新たな情報の入手に伴い合理的な見積りが可能となったため、原状回復費用に関して見積りの変更を 行いました。

この見積りの変更による増加額96,280千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 766,679千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

+	株式の種類		さの 種 粨		か種類		の毎粨		り揺粝		の毎粨		当連結会計年度期首の株	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末の
1			(の種類 式数		式数	株式数	株式数	株式数								
幸	车	通	株	式	2,882,800株	一株	一株	2,882,800株								

(2) 自己株式の数に関する事項

1-/1	世 d の 種 粨		当連結会計年度期首の株		当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末の	
株式の種類		の種類 式数 工数		式数	株式数	株式数	株式数	
普	· 通	! 杉	朱	式	112株	一株	一株	112株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

- ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 該当事項はありません。
- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期の預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入を行っております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は商業施設を経営するディベロッパーに資金を一時預け、敷金及び保証金はディベロッパーに資金の差入れを行うものであり、相手先の信用リスクに晒されております。買掛金はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

売掛金、敷金及び保証金のリスク管理については各ディベロッパーの信用状況を常時把握し、また、四半期に一度 信用状況を確認する体制をとっております。

借入金は信用度の高い金融機関からの調達に限られており、また、デリバティブ取引については内部管理規程に基づき、銀行借入金の金利上昇リスクを回避するための、実需に基づくものに限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、 買掛金、短期借入金、未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似す るものであることから、記載を省略しております。

(単位:千円)

		連結貸借対照表計上額	時価	差額
1	敷金及び保証金	481, 423	478, 742	△2, 681
2	長期借入金			
	(一年内返済予定含む)	305, 015	286, 919	△18, 095

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定 の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイ

ンプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価						
△ 万 	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
敷金及び保証金	_	478, 742	_	478, 742			
長期借入金		206 010		996 010			
(一年内返済予定含む)	_	286, 919	_	286, 919			

- (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
 - 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを 国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

• 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

167円80銭

(2) 1株当たり当期純損失

115円45銭

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、衣料品小売事業の単一セグメントであり、その売上高は顧客との契約から生じる収益であります。顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため注記の記載を省略しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「2. 会計方針に係る事項に関する注記 (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から 生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位:千円)

用途	種類	場所	減損損失
直営店舗	建物附属設備	国内 (東京都他)	100, 418
その他	のれん	国内	57, 411
合計			157, 829

当社はグループ、各営業用店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社設備等を共用資産としてグルーピングしております。

店舗損益の継続的な悪化が生じており、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 (100,418千円)として特別損失に計上しております。

なお、各資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、ゼロとして評価しております。

のれんについては、事業計画で想定した利益の不確実性が当連結会計年度において高まったため、のれんの帳簿価額を 回収可能価額まで減額し、減損損失(57,411千円)として特別損失を計上しております。

なお、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、ゼロとして評価しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(1) 第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行

2024年2月9日開催の当社取締役会及び3月11日開催の当社臨時株主総会において、以下のとおり、第三者割当による新株式(以下、「本新株式」といいます。)及び第4回新株予約権の発行(以下、「本新株予約権」といい、本新株式と併せて「本第三者割当増資」といいます。)を行うことが承認可決され、3月15日に払込手続きが完了いたしました。

1. 本新株式の募集の概要

(1) 払込期日	2024年3月15日				
(2) 発行新株式数	1, 120, 000株				
(3) 発行価額	1株につき400円				
(4) 調達資金の額	448, 000, 000円				
(5) 増加する資本金の額	224, 000, 000円				
(6) 増加する資本準備金の額	224, 000, 000円				
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、以下のとおり、割り当てます。(以下、「割当予定先」とい				
(割当先)	います。)				
	株式会社Blue lagoon 952,000株				
	株式会社秀和建工 168,000株				

2. 本新株予約権の募集の概要

(1)割当日	2024年3月15日					
(2) 新株予約権の総数	44,800個					
(3) 発行価額	総額67,200,000円 (新株予約権1個当たり1,500円)					
(4) 当該発行による潜在株式数	4,480,000株 (本新株予約権1個につき100株)					
	2,307,200,000円 (内訳)					
(-) New A strength or dest	新株予約権発行分 67,200,000円 新株予約権行使分 2,240,000,000円					
(5)資金調達の額	上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使され たと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われ					
	ない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。					

(6)行使価額	500円				
(7) 行使期間	2024年3月15日から2026年3月13日まで				
(8)募集又は割当方法	第三者割当の方法により、以下のとおり、次の者に割り当てます。				
(割当予定先)	株式会社Blue lagoon 38,080個				
	株式会社秀和建工 6,720個				
(9) その他	① 取得条項 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の 払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当 社取締役会で定める取得日に、本新株予約権の発行価額と同額で、本新株予約権者(当 社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。				
	② 譲渡制限 当社と割当予定先との間で締結される予定の総数引受契約にて、本新株予約権の譲渡に ついては、当社取締役会の承認を要する旨の制限を定めるものとします。				

(2) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、2024年4月18日の取締役会において、2024年5月24日開催の第35回定時株主総会に資本準備金の額の減少及び剰余金の処分に関する議案を付議することを決議いたしました。

1. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、現在生じている利益剰余金の欠損額を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

2. 資本準備金の額の減少の要領

(1)減少する資本準備金の額

2024年2月29日現在の資本準備金688,148,100円のうち、254,014,790円を減少し、434,133,310円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、減少額254,014,790円をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 剰余金の処分の要領

(1)減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金465,163,400円 (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金465, 163, 400円

(3) 剰余金の処分の方法

会社法第452条の規定に基づき、2024年2月29日現在のその他資本剰余金211,148,610円及び上記2の資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、増加するその他資本剰余金254,014,790円を繰越利益剰余金に振り替え、2024年2月29日現在の繰越欠損金465,163,400円を全額解消いたします。

(4) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

取締役会決議日 2024年4月18日

株主総会決議日 2024年5月24日

効力発生日 2024年5月25日

(3) 譲渡制限付株式報酬制度の導入の件

当社は、2024年4月18日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2024年5月24日開催予定の第35期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしました。

1. 本制度の導入の目的および条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。) に、当社の企業価値の持続的な向上を図る インセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。 当社の取締役の報酬限度額は、2007年5月23日開催の第18期定時株主総会において、年額1億60百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。 本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額は、現行の取締役報酬枠とは別枠で年額1億円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20万株以内といたします(なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。)。本制度の導入目的の一つ

である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下 「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定 その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から) 2024年2月29日まで)

(単位:千円)

		株		主		資		本	
		資 本	剰	余 金	利	益 剰 余	金		
	資 本 金	資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
2023年3月1日残高	50, 000	688, 148	211, 148	899, 296	16, 756	△220, 970	△204, 213	△72	745, 011
事業年度中の変動額									
当期純損失						△260, 950	△260, 950		△260, 950
新株予約権の失効									
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額 合 計	-	_	_	_	ı	△260, 950	△260, 950	_	△260, 950
2024年2月29日残高	50, 000	688, 148	211, 148	899, 296	16, 756	△481, 920	△465, 163	△72	484, 061

	新株予約権	純資産合計
2023年3月1日残高	34, 911	779, 922
事業年度中の変動額		
当期純損失		△260, 950
新株予約権の失効	△34, 911	△34, 911
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	_	_
事業年度中の変動額 合 計	△34, 911	△295, 861
2024年2月29日残高	_	484, 061

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移

動平均により算定)

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品 総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げ

の方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3年~15年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸

念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上

しております。

② 賞 与 引 当 金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上

しております。

③ 債務保証損失引当金 債務保証等に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見

込額額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を 充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります

・商品の販売

当社の顧客との契約から生じる収益は、主に店舗における商品の販売によるものであり、これら商品の販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する 支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡 した時点で収益を認識しております。

ポイント制度

販売時に自社ポイントを付与するサービスの提供については、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して履行義務に配分した取引価格を契約負債として計上し、顧客のポイント利用に従い収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 610,523千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 連結注記表「会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

3. 会計上の見積りの変更

資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務である資産除去債務について、直近の原状回復費実績等新たな情報の入手に伴い合理的な見積りが可能となったため、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。 この見積りの変更による増加額46,900千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 375,522千円
- (2) 保証債務

以下の連結子会社の金融機関からの借入金について、次のとおり債務保証を行っております。

株式会社チチカカ 71,509千円

(注)債務保証額から債務保証損失引当金設定額402,551千円を控除した金額を記載しております。

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次の通りであります。

短期金銭債権 21,228千円

短期金銭債務 811千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高

20,639千円

営業取引以外の取引高 1,061千円

(2)減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位:千円)

用途	種類	場所	減損損失	
直営店舗	建物附属設備	国内 (東京都他)	49, 572	
合計			49, 572	

当社はグループ、各営業用店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社設備等を共用資産と してグルーピングしております。

店舗損益の継続的な悪化が生じており、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損 失(49,572千円)として特別損失に計上しております。

なお、各資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないことに より、ゼロとして評価しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末の	
休式の種類	株式数	株式数		株式数	
普 通 株 式	112株	一株	一株	112株	

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位:千円)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	870, 457
資産除去債務	90, 892
減損損失	52, 996
棚卸資産評価損	22, 034
賞与引当金	3, 170
減価償却費償却限度超過額	7, 191
貸倒引当金	16, 410
債務保証損失引当金	139, 242
その他	9, 353
繰延税金資産小計	1, 211, 750
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△870, 457
将来減算一時差異等の合計額に係る評価性引当額	$\triangle 341,292$
評価性引当額小計	_
繰延税金資産合計	_
繰延税金資産の純額	

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名 称	資本金又 は出資金 (千円)	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社チ チカカ		役員兼任・ 支払代行業 務	仕入等の支 払代行業務 (注1、 2)	_	立替金(注3)	20, 114	
				債務保証 (注4)	474, 061	_	-	

- (注1) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。なお、仕入等の支払代行業務の取引条件については、市場価格等を勘案したうえで、子会社と交渉の上決定しております。
- (注2) 当社が、当社の子会社である株式会社チチカカの仕入等に係る支払代行を実施したものであり、当社と子会社と の直接的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しております。
- (注3) 子会社への債権に対し、20,114千円の貸倒引当金を計上しております。
- (注4) 債務保証の期末残高に対し、402,551千円の債務保証損失引当金を計上しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

167円92銭

(2) 1株当たり当期純損失

△90円52銭

10. 収益認識に関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」の内容と同一であります。